

平成28年11月4日
東京航空局

東北エアサービス株式会社に対する嚴重注意について

～安全運航のため厳格に指導監督を行って参ります～

東北エアサービス株式会社の事業に使用する航空機において、航空法令に違反する不適切な改造及び物資輸送装置の不具合を認識しながら不安全な状態での運航を行った事実が確認されたため、本日付で同社に対して、嚴重注意を行い、必要な再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

本年10月7日、東北エアサービス株式会社（本社：宮城県岩沼市下野郷字新拓）が運航する回転翼航空機で、生コンバケットをつり下げ輸送中に生コンバケットの排出口が意図せず開き、生コン約500kgを新潟県三条市の山中に落下させる重大インシデント事案が発生した。

（事案の概要）

東京航空局が本件について詳細な調査を指示した結果、東北エアサービス株式会社より、川崎式BK117B-2型（回転翼航空機）JA6620号機について、航空法令に違反する不適切な改造及び物資輸送装置の不具合を認識しながら不安全な状態での運航をしていたと平成28年10月14日に東京航空局に報告があった。

事実関係

- 機体電源を使用した生コンバケット装置専用の電気配線を装備し、また、他の装置に操作スイッチを取付けたことについては、航空法第16条の修理改造検査を受けず航空の用に供していた。
- 物資輸送に使用する装置の不具合が解消されないまま輸送を継続し、交換した配線ケーブルの様相が異なっていることを確認した後も現場の判断により不安全な状態で輸送を再開した。
- 上記①と②について、会社の整備及び運航体制が適切に管理していない状況が確認された。

東京航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：法令の遵守、並びに物資輸送における安全確保について（嚴重注意）

〇問い合わせ先
国土交通省東京航空局
保安部 航空事業安全監督官 大平
航空機検査官 高橋
直通 03-5275-9307（航空事業安全監督官）
03-5275-9325（航空機検査官）



東空安第 3号

東空検第 367号

平成28年11月4日

東北エアサービス株式会社

安全統括管理者 塚田 英一 殿

国土交通省東京航空局保安部長

後藤 勝行



法令の遵守、並びに物資輸送における安全確保について（厳重注意）

平成28年10月7日、貴社が運航するJA6620(川崎式BK117B-2型回転翼航空機)で生コンバケットをつり下げ輸送中に生コンバケットの排出口が意図せず開き、生コン約500kgを新潟県三条市の山中に落下させる重大インシデント事案が発生した。

本件について貴社から不適切な作業を実施していたと平成28年10月11日と14日に東京航空局に報告があった。

東京航空局が本件について貴社に対して詳細な調査を指示した結果、以下の重大な問題が確認された。

- ① 機体電源を使用した生コンバケット装置専用の電気配線を装備し、また、他の装置に操作スイッチを取付けたことについては、航空法第16条の修理改造検査を受けず航空の用に供していた。
- ② 物資輸送に使用する装置の不具合が解消されないまま輸送を継続し、交換した配線ケーブルの仕様が異なっていることを確認した後も現場の判断により不安全な状態で輸送を再開した。
- ③ 上記①と②について、会社の整備及び運航体制が適切に管理していない状況が確認された。

航空法第16条に違反した行為、並びに物資輸送における安全確保の観点から極めて遺憾であり、厳重に注意するものである。

今後、このような事態が起らないよう、本事案に関する事実関係を確認し、発生原因及び背景を詳細に調査し必要な再発防止対策を検討の上、本年11月18日までに文書で報告されたい。